

建設廃棄物処理委託契約書」(平成 24 年 1 月版)

「水銀使用製品産業廃棄物」の記入方法について

水銀廃棄物の処理については、廃掃法施行令、施行規則が改正され、平成 29 年 10 月 1 日より施行されます。

現在発行中の「建設廃棄物処理委託契約書」(灰色)にて、水銀使用製品産業廃棄物の処理を委託契約する場合、下記の記入方法によりご利用下さい。

なお、同契約書の改訂版の販売は、平成 29 年 11 月から 12 月頃を予定しています。

1. 1 ページ目の「収集運搬会社(乙)」、「処分会社(丙)」のそれぞれの「許可品目」に、「水銀使用製品産業廃棄物」(ガラスくず、コンクリートくず及び、陶磁器くず・・・その他)を記載し、○をつける

水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他)	許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 (石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 (
---	--------------	---

- 2 ページ目の「4.積替・保管場所経由の有無」の中で、「a 施設の内容」の「許可品目」に同様に記載を追記する。

4. 積替・保管場所経由の有無 (有・無)
a) 施設の内容

水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他)

会社名	施設所在地
許可品目	(産業廃棄物)がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他(
保管上限	m、m ³ (どちらかを○で囲む) 許可番号

2. 2 ページ目の「5.廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容」の中の、「その他」の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」と記載し、数量、単価等を明記する。
同欄「合計予定数量」の単価にkg、本を追記する。

水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)	(台、本 円/kg、m ³)	(台、本 円/kg、m ³)	台、本 kg、m ³	石皮砕・不溶化・埋立 ()	m ³ t、m ³ /日
特管産廃 廃石綿等	円/(t、m ³ 、台)	円/(t、m ³)	台、t、m ³	熔融・無害化・埋立 ()	m ³ t、m ³ /日
	円/(t、m ³ 、台)	円/(t、m ³)	台、t、m ³	破碎・ ()	m ³ t、m ³ /日
合計予定数量	(t、kg、m ³ 、台、本)		必要な情報(性状及び荷姿等)*		

3. 収集運搬契約の場合、2 ページの「必要な情報(性状及び荷姿等)」欄に、法令に従い、「破損しないようにすること」「その他の廃棄物と混合しない」等の情報を明記する。

※契約締結する場合は、法令に従い、排出事業者・処理業者で十分協議の上、各自治体などに相談、確認を行いながら結ぶようにしてください。